

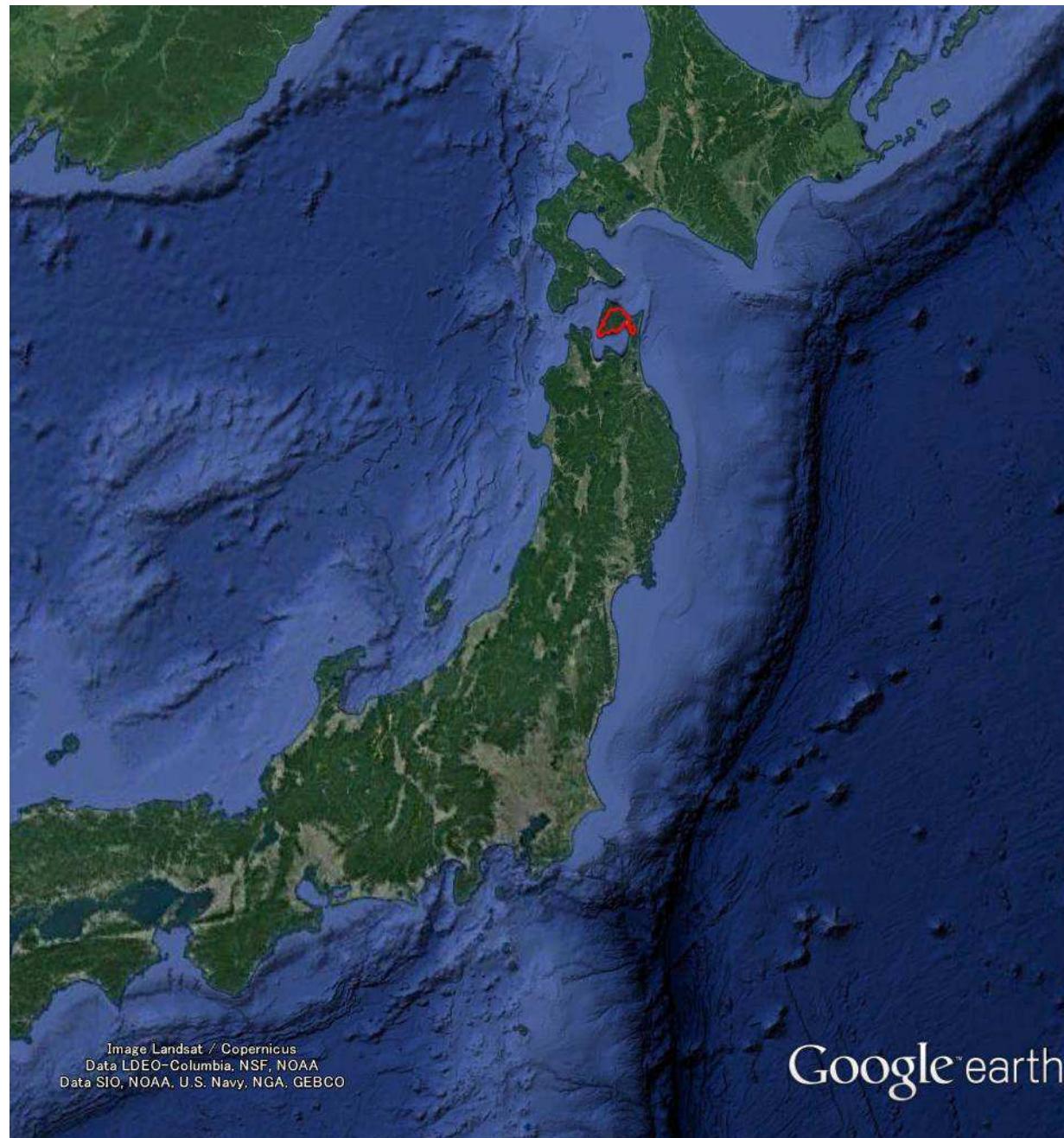
金谷公園 公募設置管理制度(Park-PFI)について

2017.12月

2018.6月修正

位置図

青森県むつ市

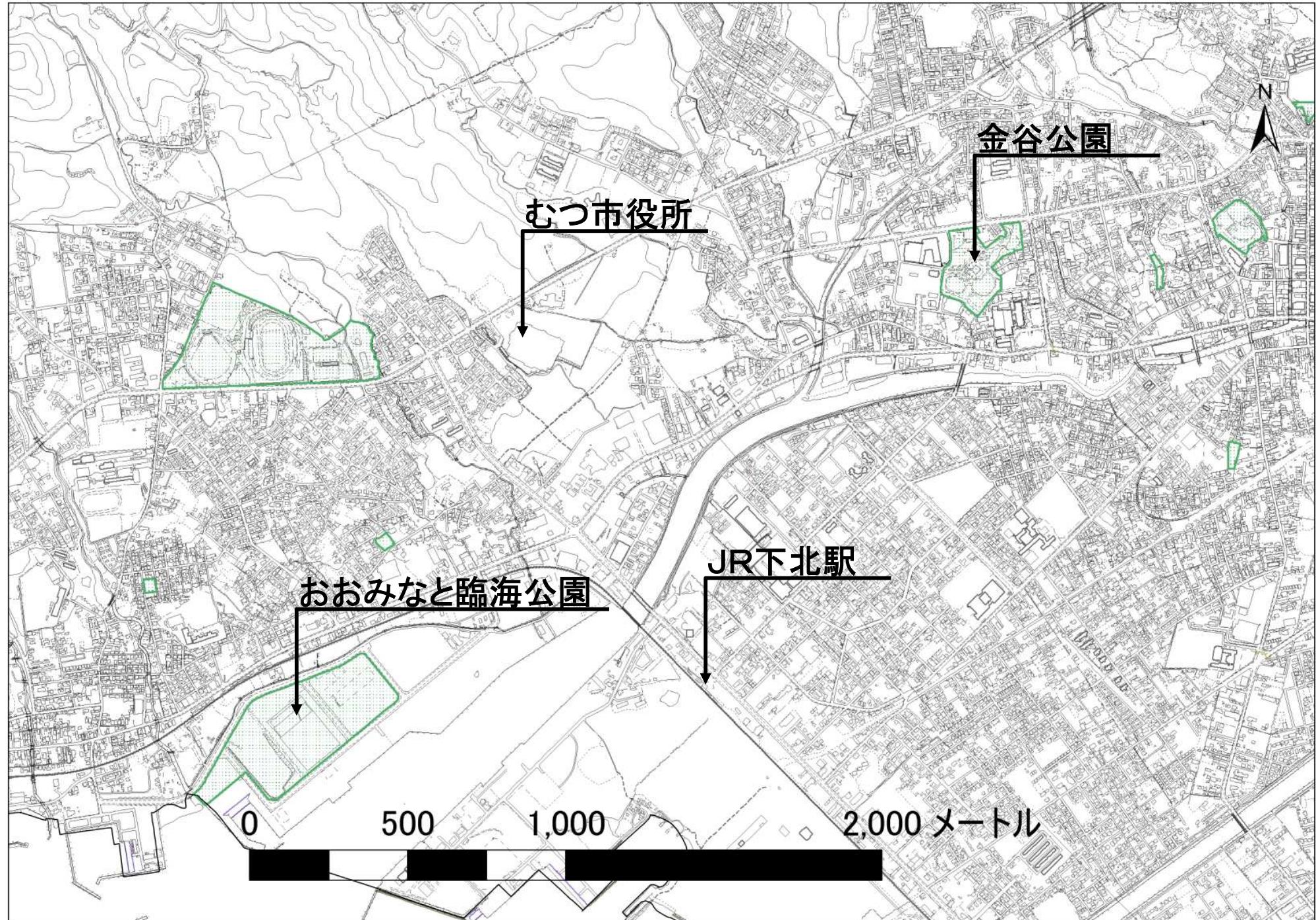


美味しいまち むつ下北

青森県むつ市



人口 2015年	58,493人
都市計画区域内人口 2015年	52,892人
用途地域内人口 2015年	35,808人
生産年齢人口 2015年(15~64歳)	33,885人
将来人口 2040年	41,599人
高齢化率	2010年25.4% → 2040年42.1%
下北半島人口(むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、横浜町) 2015年	78,986人
産業区分 2015年	一次産業 1,386人、二次産業 5,591人、三次産業 19,002人
むつ市予算規模(歳入) 2016年度	345億7,682万6,252円
周辺都市との距離	
新幹線 七戸十和田駅	76.2km 下北半島縦貫道路経由 1時間27分
高速道路 上北自動車道(上北IC)	86.3km 下北半島縦貫道路経由 1時間38分
函館市(2015年 265,979人)	93.1km フェリー 3時間
青森市(2015年 287,648人)	98.3km 2時間
八戸市(2015年 231,257人)	104km 2時間10分



1. 平成29年6月に改正された都市公園法に基づく新しい制度
2. 都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図るため、公募対象公園施設と特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度
3. 園路、広場等の公園整備と民間収益施設（カフェ、レストラン、売店、遊戯施設等）の設置を合わせて行う民間事業者を公募設置管理者として選定
4. 民間収益施設を公募対象公園施設といいます
5. 公募対象公園施設について、むつ市条例で建ぺい率上限12%に改正
6. 公募対象公園施設の面積に対し、条件によって公園使用料が発生します
7. 併設する公園施設を特定公園施設といいます
8. 公募設置管理者は、利便増進施設として、事業の収益性を上げるために必要な自転車置き場、看板、廣告塔を設置（占用）できます
9. 市は、公募設置等指針を策定し、民間事業者を公募します
10. 民間事業者は、公募設置等計画の提出により応募します
11. 公募設置等計画の認定後、市と協定を締結し、公募対象公園施設及び特定公園施設を一体で整備していただきます
12. 民間事業者は、利用者に対してサービスを提供し、当該サービスの対価を得ます

公募対象公園施設

⇒事業の核となる収益施設

○飲食店、売店等の公園施設（※）であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

（※）休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所

【施設の例】

カフェ



レストラン



屋内子供遊び場



売店



特定公園施設

⇒収益施設と一体的に整備される一般公園利用者向け施設

○公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設（※）であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

（※）全ての公園施設が対象

【施設の例】

園路



広場



トイレ



休憩所



利便増進施設

⇒事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件

○自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、廣告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの

【施設の例】

自転車駐車場



看板、廣告塔



金谷公園 諸元

公園面積 41,000m²

P-PFI 民間施設 設置上限面積 約4,920m² 下限使用料（仮）588円/m²・年

公園施設の現況

複合遊具、ロングすべり台、ブランコ、アスレチック遊具、幼児用遊具、幼児用すべり台、砂場、水飲み場、噴水、芝生広場、園路、監視カメラ2台

集客数

約20,000人/年

駐車台数

- 北側正面（小学校側）・・・普通車30台
- 西側（文化会館側）・・・普通車45台（砂利駐車場）
- 南側（むつ総合病院駐車場側）・・・普通車50台（砂利駐車場）
- 合計 125台

周辺人口 半径500m圏内：2,240人、半径1,000m圏内：8,139人

本公園は、第二田名部小学校、むつ市キッズパーク「ムチュ☆らんど」が周辺に位置し、公園遊具も充実していることから、子育て世代や子どもたちの遊びの場として人気の公園になっているほか、近隣住民のウォーキングやランニングの休息の場、むつ総合病院利用者の方々の憩いの場などとして多くの市民に利用されています。

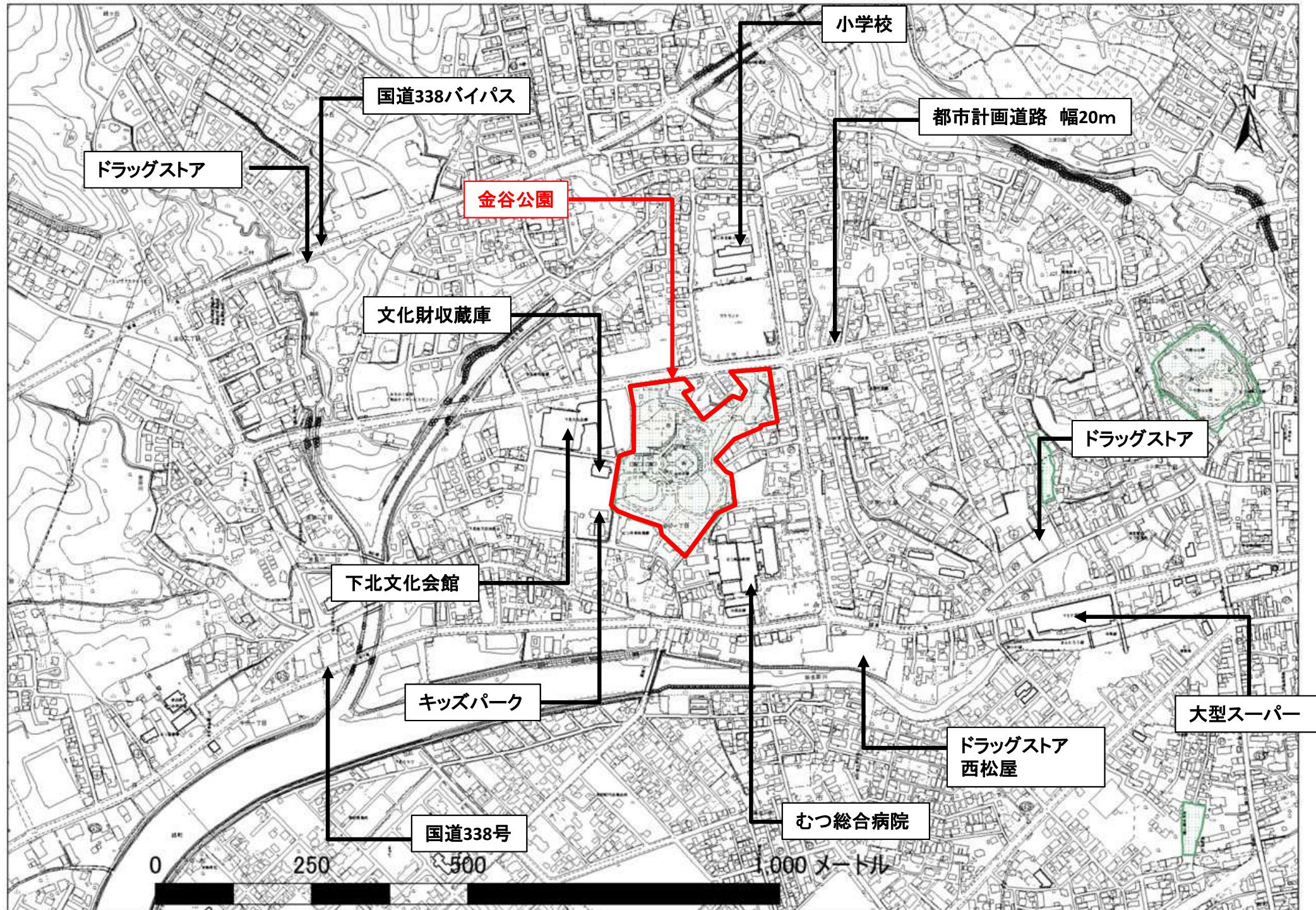
また、下北文化会館や文化財収蔵庫などの文化教養施設とも隣接し、都市公園以外の機能も付加されます。

さらに、本公園の立地箇所はコンパクト・プラス・ネットワークとした都市形成における居住誘導区域であることから、周辺人口密度を維持するとしたコンパクトシティを形成するための重要な都市施設となっています。

これらを踏まえ、金谷公園の今後の整備のあり方は、子ども子育て支援の場として、また、休息環境を充実させることとし、都市における憩い、そして、子育てのオアシスとしてさらなる充実化を進めて行く必要があります。

金谷公園 周辺図

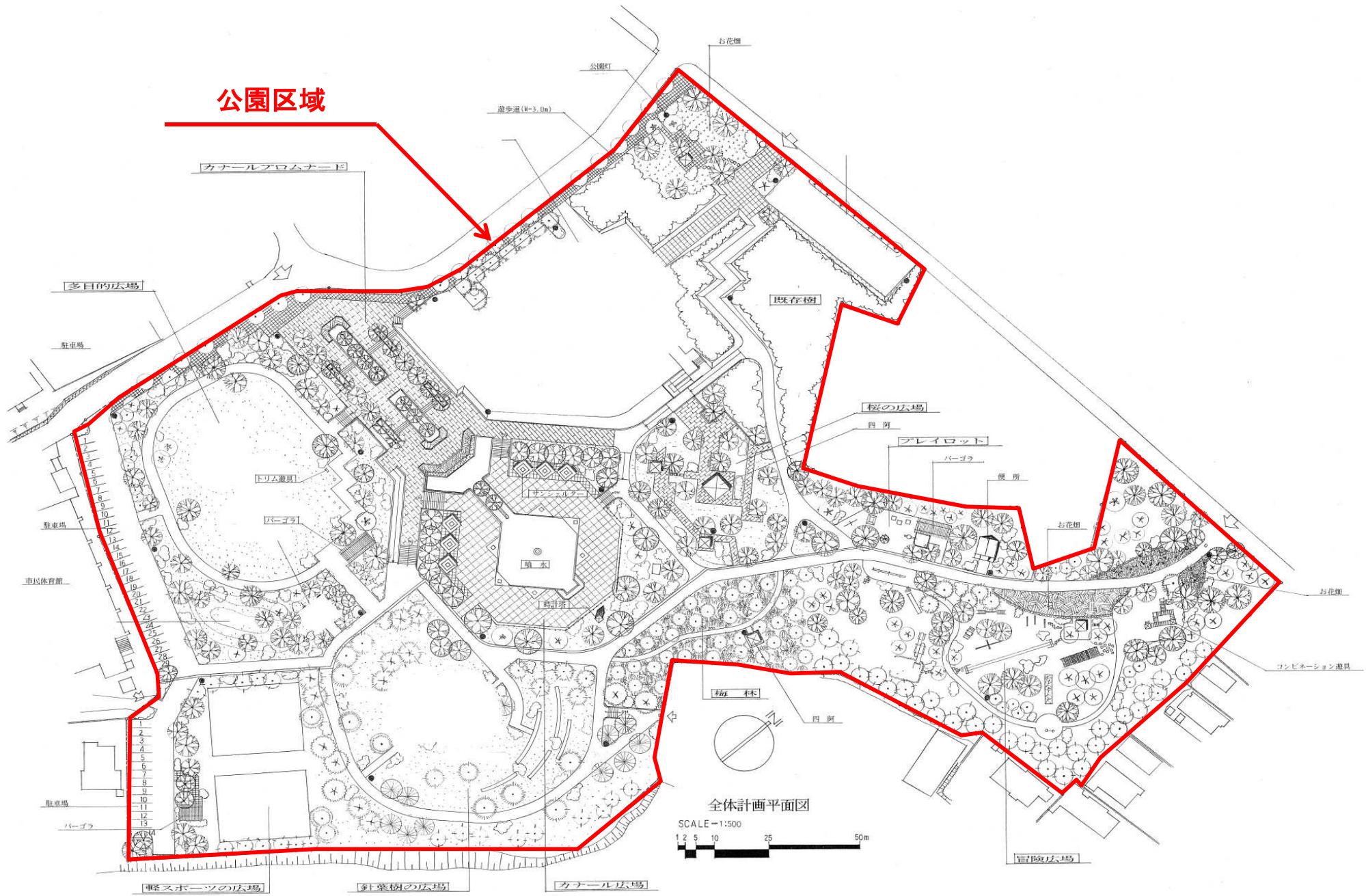
青森県むつ市



金谷公園周辺 航空写真

青森県むつ市





公募対象公園施設

- 市で想定している公募対象公園施設は、子育て支援機能及び飲食スペースを有する便益施設の設置ですが、マーケットサウンディングでの提案により、公募対象公園施設として公募する施設・場所を決定します。
- 公募対象公園施設として設置できる公園施設は、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められる以下の公園施設です。なお、公園施設の種別については、公園管理者が判断します。

- ① 休養施設 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場など
- ② 遊戯施設 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場など
- ③ 運動施設 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコートなど
- ④ 教養施設 植物園、動物園、水族館、野外劇場、図書館、体験学習施設など
- ⑤ 便益施設 飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、時計台、水飲み場など
- ⑥ その他の施設 ... 展望台、集会所

特定公園施設

- 市で想定している特定公園施設は、駐車場(乗入部含む)の整備ですが、マーケットサウンディングでの提案により、特定公園施設として公募する施設・場所を決定します。なお、建設に要する費用については、全てを事業者の負担とします。
- 特定公園施設として設置できる公園施設は、公募対象公園施設と一体的に整備することにより、効率的な整備が図られると認められる以下の公園施設です。なお、公園施設の種別については、公園管理者が判断します。

- ① 園路及び広場
- ② 修景施設 植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水など
- ③ 休養施設 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場など
- ④ 遊戯施設 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場など
- ⑤ 運動施設 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコートなど
- ⑥ 教養施設 植物園、動物園、水族館、野外劇場、図書館、体験学習施設など
- ⑦ 便益施設 飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、時計台、水飲み場など
- ⑧ 管理施設 門、柵、管理事務所、倉庫、車庫、掲示板、標識、照明施設、くず箱など
- ⑨ その他の施設 ... 展望台、集会所、備蓄倉庫など

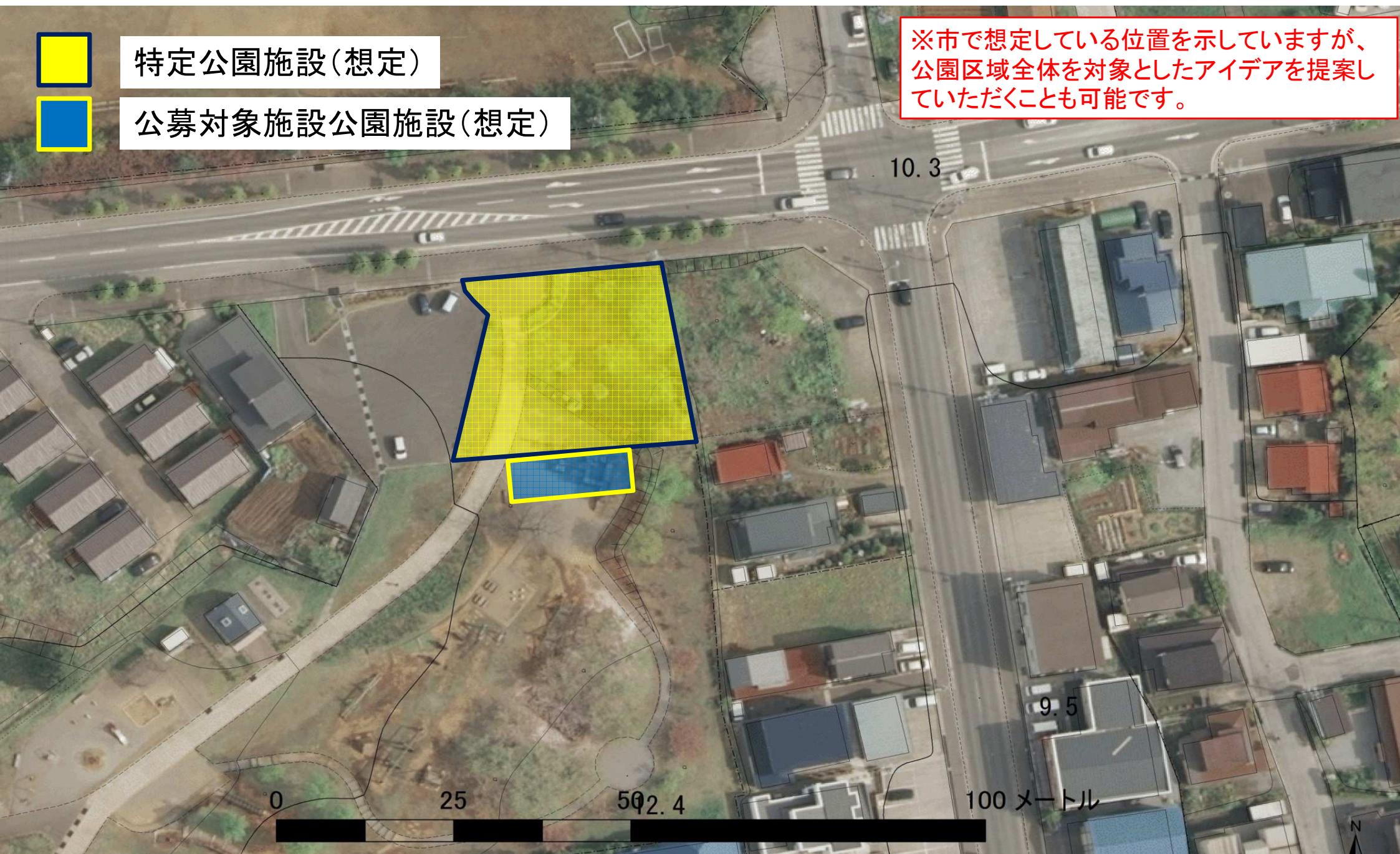


特定公園施設(想定)



公募対象施設公園施設(想定)

※市で想定している位置を示していますが、公園区域全体を対象としたアイデアを提案していただくことも可能です。





公園北側には沿道に面した公園用の駐車場を配置

公園内への自転車等での乗り入れは禁止としている

春から秋にかけて、園内の移動車によるアイス販売を許可している



公園東側隣地

公園の隣地は、民地駐車場となっている

金谷公園 現況写真

青森県むつ市





- ・市内最多の遊具数が配置され、平日、休日を問わず子ども、家族での利用が見受けられる
- ・子育て支援公園として、既存遊具の更新工事を平成28年度から毎年実施している
※市では今後も重点的に金谷公園の遊具更新化を実施していく

No.	項目	実施時期
1	基本整理 ・ 条例改正(建ぺい率2%→12%)、公園ごとの目的、P-PFI活用方針の整理	2017
2	マーケットサウンディング ・ 書面またはヒアリング等により、民間事業者のノウハウやアイデアのほか、事業実施条件等に係る意見聴取	2017.12.1～ 2018.9月末
3	公募設置等指針の公告(都市公園法第5条の2) ・ 市が作成し公表(公募対象公園施設の種類、場所、使用料の最低額。特定公園施設の建設に関する事項、市負担額に関する事項、評価の基準など)	2018.10月 (予定)
4	公募設置等計画の提出(都市公園法第5条の3) ・ 民間事業者が作成し市に提出(公募対象公園施設の設置・管理の目的、場所、構造、使用料。特定公園施設の建設に関する事項、資金・収支計画など)	11月 (予定)
5	設置等予定者の選定(都市公園法第5条の4) ・ 2人以上の学識経験者の意見を聞いて選定(施行規則第3条の5)	12月(予定)
6	市と民間事業者間で協定締結 ・ 事業区域と内容、期間、施設の設置・帰属・管理運営に関する事項、リスク分担等	2019.1月(予定)
7	公募対象公園施設及び特定公園施設の整備開始	2019.2月～
8	公募対象公園施設及び特定公園施設の整備完了	2019.6月(予定)
9	法に基づく管理の許可	供用開始前
10	管理運営事業の開始	2019.7月(予定)